

平成22年4月から認可保育所保育費を改定します

市内にある公立保育所をはじめとする認可保育所の保育費を、4月1日から改定します。厳しい経済状況下での改定となり、保護者の皆さんにとっては負担が増えますが、この改定の趣旨をご理解いただき、ご協力

保育費徴収基準額表

階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分	3歳未満児（月額：円）						3歳以上児（月額：円）					
		現行額			改定額			現行額			改定額		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村住民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	市町村住民税が均等割のみの課税世帯	2,300	1,100	230	2,400	1,200	0	1,700	800	170	1,800	900	0
C2	市町村住民税所得割が10,800円未満の世帯	3,200	1,600	320	3,300	1,650	0	2,400	1,200	240	2,500	1,250	0
C3	市町村住民税所得割が10,800円以上の世帯	4,000	2,000	400	4,100	2,050	0	3,400	1,700	340	3,600	1,800	0
D1	1,700円未満の世帯	5,700	2,800	570	5,900	2,950	0	4,700	2,300	470	5,000	2,500	0
D2	1,700円以上8,400円未満の世帯	6,600	3,300	660	6,900	3,450	0	5,400	2,700	540	5,700	2,850	0
D3	8,400円以上16,700円未満の世帯	8,000	4,000	800	8,300	4,150	0	6,800	3,400	680	7,200	3,600	0
D4	16,700円以上33,300円未満の世帯	9,400	4,700	940	9,800	4,900	0	8,100	4,000	810	8,600	4,300	0
D5	33,300円以上50,000円未満の世帯	12,300	6,100	1,230	12,900	6,450	0	9,800	4,900	980	10,500	5,250	0
D6	50,000円以上66,700円未満の世帯	16,200	8,100	1,620	17,000	8,500	0	12,300	6,100	1,230	13,200	6,600	0
D7	66,700円以上83,300円未満の世帯	21,500	10,700	2,150	22,600	11,300	0	13,400	6,700	1,340	14,400	7,200	0
D8	83,300円以上102,500円未満の世帯	25,900	12,900	2,590	27,200	13,600	0	14,300	7,100	1,430	15,400	7,700	0
D9	102,500円以上135,900円未満の世帯	28,500	14,200	2,850	30,000	15,000	0	15,200	7,600	1,520	16,400	8,200	0
D10	135,900円以上169,200円未満の世帯	30,900	15,400	3,090	32,600	16,300	0	16,200	8,100	1,620	17,500	8,750	0
D11	169,200円以上202,500円未満の世帯	32,700	16,350	3,270	34,500	17,250	0	17,100	8,550	1,710	18,500	9,250	0
D12	202,500円以上235,900円未満の世帯	34,600	17,300	3,460	36,500	18,250	0	18,000	9,000	1,800	19,500	9,750	0
D13	235,900円以上291,500円未満の世帯	36,500	18,250	3,650	38,600	19,300	0	18,900	9,450	1,890	20,500	10,250	0
D14	291,500円以上347,100円未満の世帯	38,400	19,200	3,840	40,600	20,300	0	19,800	9,900	1,980	21,600	10,800	0
D15	347,100円以上458,100円未満の世帯	40,900	20,450	4,090	43,300	21,650	0	20,500	10,250	2,050	22,400	11,200	0
D16	458,100円以上569,300円未満の世帯	43,100	21,550	4,310	45,700	22,850	0	21,100	10,550	2,110	23,100	11,550	0
D17	569,300円以上680,300円未満の世帯	45,700	22,850	4,570	48,500	24,250	0	21,800	10,900	2,180	23,900	11,950	0
D18	680,300円以上791,500円未満の世帯	47,600	23,800	4,760	50,600	25,300	0	22,400	11,200	2,240	24,600	12,300	0
D19	791,500円以上902,300円未満の世帯	49,600	24,800	4,960	52,800	26,400	0	22,900	11,450	2,290	25,200	12,600	0
D20	902,300円以上の世帯				55,100	27,550	0				25,900	12,950	0

をお願いいたします。保育所は国・都・市の公費による負担金等と扶養義務者の支払う保育費によって運営されており、保育費は各家庭の前年の所得税等の額と入所児童の年齢により決定されます。市の保育費は平成8年度に改定して以来、見直しをいまませんでした。しかし、平成8年度以降の保育状況の変化や、保

健康
健康推進課（いずみプラザ1階）
☎042-321-1801
☎042-320-1181

食育講座
地場野菜を使った簡単なお惣菜
新鮮さはどんな調味料にも勝る
地元で採れた旬の野菜を使い、簡単な料理を紹介します。援農活動をしている方を講師に迎え、畑で野菜が育っていく様子を聞きながら、調理実習と試食を行います。
保育はありませんが、お子さん連れでも参加できます。
【日時】3月1日(月)午後2時〜3時30分【会場】いずみプラザ

健康
健康推進課（いずみプラザ1階）
☎042-321-1801
☎042-320-1181

改定内容
今回の改定は、①保育費と国の保育所徴収金基準額とが大きく乖離したことにより保育費を見直すこと②算定にあたっては、平成8年度から19年度の保育所運営費の伸びを勘案し、低所得者に配慮し累進的に負担を求め、新たにD20階層を設けたこと③同一世帯から3人以上保育所に入所している場合は、階層にかかわらず第3子以降の保育費を無料化することを内容

度、この答申を受け、改定をすべきでしたが、同時期に市民生活への緊急支援事業への取組みを行ったこと等により、改定を見送ってまいりました。

女性特有のがん検診推進事業
「子宮頸がん検診」の受診期限に「注意を」
すでに対象の方に郵送している、国の女性特有のがん検診「子宮頸がん検診（クーポン券）」の受診期限は3月31日(水)です。期限を過ぎた場合は、来年度以降市報で募集した時に、申込みをして受診となりますので、ご注意ください。

健康
健康推進課（いずみプラザ1階）
☎042-321-1801
☎042-320-1181

肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付
4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されま

とするものです。今後の保育サービスの拡充について
市では現在、待機児の解消が大きな課題となっています。現在このための新しい保育園の整備を進めており、保護者の皆さんが、安心して就労等いただける環境の整備を早急に進めま

認知症高齢者家族懇談会
介護者や介護経験者が時を共有し、それぞれの体験を通し心身ともに健康で過ごせるよう一緒に考えませんか。今回は専門医師による認知症講演会を行います。
【日時】3月1日(月)午後1時30分〜4時【会場】いずみプラザ
※当日直接会場へ【対象】認知症高齢者を介護している方、介護を経験した方【講師】藤田英親さん（医師）【参加費】無料
↓高齢者相談室 ☎042-321-1301

健康
健康推進課（いずみプラザ1階）
☎042-321-1801
☎042-320-1181

障害者相談室（内344）
www.fukushiken.metro.tokyo.jp をご覧ください。

す。身体障害者手帳を交付された方は、一定の要件を満たすと、自立支援医療（更生医療・育成医療）や心身障害者医療費助成、心身障害者福祉手当等の対象になる場合もあります。
【手帳交付対象者】認定基準に該当する肝臓機能に障害のある方。肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方【手帳申請手続】①手帳申請に必要な診断書等を作成できる医師による診断書（90日以上の間隔をおいた2回の検査結果）※障害者相談室で配付②写真（横3cm×縦4cm、脱帽・上半身）③印鑑をお持ちのうえ、障害者相談室（市役所第2庁舎1階）へ
認定基準の内容や手帳申請に必要な診断書を作成できる医師については、障害者相談室にお問い合わせいただくか、東京都福祉保健局ホームページ（http://www.fukushiken.metro.tokyo.jp）をご覧ください。

介護予防教室（介護者懇談会）「知って得する高齢者の食事あれこれ」
高齢者に必要な栄養、食材選び、効率のよいカロリー摂取や、簡単な食事の支度などを、一緒に学びましょう。最後の30分は介護者間の懇談会も予定しています。
【日時】3月11日(木)午後1時30分〜3時30分【会場】地域包括支援センターひかり（光町3-13-34）【対象】高齢者などの介護に関わっている市民【講師】市川理香さん（栄養士）【定員】20人【費用】無料【申込み】2月17日（水）3月5日（金）に電話（☎042-573-4058）で地域包括支援センターひかりへ（先着順）
↓高齢者相談室 ☎042-321-1301

健康
健康推進課（いずみプラザ1階）
☎042-321-1801
☎042-320-1181

介護予防教室（介護者懇談会）「知って得する高齢者の食事あれこれ」
高齢者に必要な栄養、食材選び、効率のよいカロリー摂取や、簡単な食事の支度などを、一緒に学びましょう。最後の30分は介護者間の懇談会も予定しています。
【日時】3月11日(木)午後1時30分〜3時30分【会場】地域包括支援センターひかり（光町3-13-34）【対象】高齢者などの介護に関わっている市民【講師】市川理香さん（栄養士）【定員】20人【費用】無料【申込み】2月17日（水）3月5日（金）に電話（☎042-573-4058）で地域包括支援センターひかりへ（先着順）
↓高齢者相談室 ☎042-321-1301

介護予防教室「補聴器のことを学びませんか」
高齢者の方々の悩みの一つに、「耳が遠くなること」があります。家族に補聴器を勧められたり、友達があつたりしませんか。最新の補聴器事情を学びましょう。
【日時】2月27日(土)午前10時〜正午【会場】さわやかプラザもとまち（東元町2-15-17）【対象】市民（年齢は問いません）【講師】補聴器メーカー社員【定員】30人【持ち物】上履き【申込み】2月16日（火）19日（金）に電話（☎042-301-5001）またはファクス（☎042-301-5003）で地域包括支援センターもとまちへ（先着順）
↓高齢者相談室 ☎042-321-1301